

# マイナンバーカードの申請をしましょう



通知カードが廃止されたのは、ご存知でしょうか。年末調整や確定申告、年金・介護・児童手当などの手続き、就職、アルバイトを始める際は、職場や役所で必ず本人やご家族のマイナンバーの証明(提示)が求められますが、個人番号通知書ではマイナンバーを証明することができません。ですので、ご家族全員のマイナンバーカードの申請をしてください。

申請方法はいたってカンタン！

スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

大治町民の方は役場住民課でも申請できますよ！写真撮影から申請まで全部住民課職員が行います。手ぶらでお越しただけでOK！

一人5分程度で済みますので、赤ちゃんからお年寄りまでご家族全員お越しください。

「平日は都合が悪い」という方には、休日受付窓口もあります。

マイナンバーカードは申請からお渡しまで1カ月程度かかります。「必要になってからでいいや」では、本当に必要な場面が来たときに困りますよ。申請をお急ぎください。



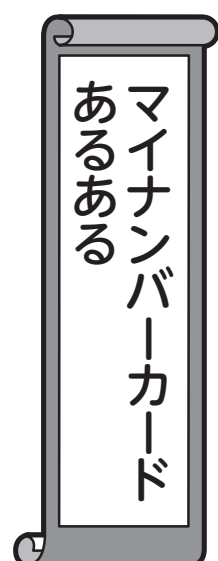
## 9月の休日受付窓口

とき 9月25日(土)午前9時～正午  
ところ 役場住民課窓口

休日受付窓口でのマイナンバーカードの受け取りは、来庁者が多数のため長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼び出しします。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。



マイナンバーカードがあるある早く言いたい〜♪



### 「カードが見つからない」

役場住民課で再交付申請してください。再交付手数料は1,000円です。

### 「暗証番号(パスワード)が分からなくなりました」

役場住民課で新たな暗証番号に設定し直してください。暗証番号の設定し直し手続きは無料ですが、原則ご本人の来庁が必要です。

### 「カードを作ると預金などの資産を国に把握されるのでは」

既にマイナンバーは全員に付番されていますが、預金や不動産とマイナンバーのひもづけは現行の法律上できません。ましてやカードの保有の有無は、まったく関係ありませんので、安心して申請してください。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174